国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（森林法施行規則の一部改正）

第一条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　森林計画等（第一条―第五条）

第二章　営林の助長及び監督等

第一節　市町村等による森林の整備の推進（第六条―第二十九条）

第二節　公益的機能維持増進協定（第三十条―第三十二条）

第三節　森林経営計画（第三十三条―第四十六条）

第四節　補則（第四十七条）

第三章　保安施設

第一節　保安林（第四十八条―第七十七条）

第二節　保安施設地区（第七十八条―第八十二条）

第四章　土地の使用（第八十三条―第八十八条）

第五章　雑則（第八十九条―第百六条）

附則

第一章　森林計画等

第四十九条を削り、第四十八条を第百五条とする。

第四十七条第三号中「第八条の十五各号」を「第二十五条各号」に改め、同条を第百四条とする。

第四十六条中「第四十二条第一号」を「第九十九条第一号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条を第百三条とする。

第四十五条中「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条を第百二条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第三号」を「第九十九条第三号」に改め、同条を第百一条とする。

第四十三条第二項第一号ロ中「第九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第百条とする。

第四十二条中「第十条第五号イ(2)」を「第三十六条第五号イ(2)」に改め、同条を第九十九条とし、第三十九条から第四十一条までを五十七条ずつ繰り下げる。

第三十八条第二項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条を第九十五条とする。

第三十七条第一項第二号中「第三十四条第一項各号」を「第九十一条第一項各号」に改め、同項第三号中「第三十四条第一項第一号イ」を「第九十一条第一項第一号イ」に改め、同項第四号中「第三十五条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条を第九十四条とし、第三十五条を第九十二条とする。

第三十四条第一項第四号中「同規則」を「同令」に改め、同条を第九十一条とし、第三十三条を第九十条とし、第三十二条を第八十九条とする。

第三十一条を削り、第三十条を第八十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　補則

第二十九条を第八十七条とする。

第二十八条第一項中「及び法」を「及び」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同条を第八十六条とし、第二十五条から第二十七条までを五十八条ずつ繰り下げる。

第二十四条の三中「第二十二条の十八」を「第七十四条」に改め、同条を第八十二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　土地の使用

第二十四条の二を第八十一条とする。

第二十四条中「第四十二条但書」を「第四十二条ただし書」に改め、同条を第八十条とし、第二十三条を第七十九条とし、第二十二条の二十三を第七十八条とし、第二十二条の二十二を第七十七条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節　保安施設地区

第二十二条の二十一を削り、第二十二条の二十を第七十六条とし、第二十二条の十九を第七十五条とする。

第二十二条の十八第三項及び第四項中「の各号」を削り、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第七十四条とし、第二十二条の十七を第七十三条とする。

第二十二条の十六を削り、第二十二条の十五を第七十二条とする。

第二十二条の十四の六中「第二十二条の十三第二項」を「第六十五条第二項」に改め、同条第二十二条の十四の五中「第二十二条の十四の二」を「第六十七条」に改め、同条を第七十条とし、第二十二条の十四の四を第六十九条とし、第二十二条の十四の三を第六十八条とし、第二十二条の十四の二を第六十七条とする。

第二十二条の十四第一項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条を第六十六条とする。

第二十二条の十三中「終つた」を「終わつた」に改め、同条を第六十五条とし、第二十二条の十二を第六十四条とし、第二十二条の十一を第六十三条とし、第二十二条の十を第六十二条とし、第二十二条の九を第六十一条とし、第二十二条の八を第六十条とする。

第二十二条の七を削り、第二十二条の六を第五十九条とし、第二十二条の五を第五十八条とし、第二十二条の四を第五十七条とし、第二十二条の三を第五十六条とし、第二十二条の二を第五十五条とし、第十八条から第二十二条までを三十二条ずつ繰り下げる。

第十七条中「、法第三十三条第六項において準用する同条第一項（法第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定による告示」を削り、同条を第四十九条とする。

第十六条を削る。

第十五条第二項中「、前項」を「、同項」に改め、「の各号」を削り、同条を第四十八条とし、第十四条を第四十七条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章　保安施設

第一節　保安林

第十三条の八第一項中「第十一条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節　補則

第十三条の七を第四十五条とし、第十三条の六を第四十四条とする。

第十三条の五中「第十条第五号イ(1)」を「第三十六条第五号イ(1)」に改め、同条第二号中「第十二条第六号（第三十九条第一項」を「第三十八条第六号（第三十九条第一項」に、「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に、「第十二条各号（第十三条第一項」を「第十二条各号（第三十九条第一項」に、「第十三条第八条各号（第三十九条第一項」を「第三十九条第二項各号」に改め、同条第四号中「第十三条の二第二項第一号イ」に改め、同条第十二号中「第九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第四十三条とし、第十三条の四を第四十二条とする。

第十三条の三中「第二十二条の二十三」を「第七十八条」に改め、同条を第四十一条とする。

第十三条の二第一項中「第八条の二十第二号」を「第三十三条第二号」に改め、同条第二項中「第八条の二十第二号」を「第三十二条第二号」に改め、同項第三号中「第十条第五号ロ」を「第三十六条第五号ロ」に、「第十三条の五第七号」を「第四十三条第七号」に、「第十三条の五第六号」を「第四十三条第六号」に改め、同項第四号中「第九条の二第四号」を「第三十五条第四号」に改め、同項第九号ロ中「第十条第五号イ(1)」を「第三十六条第五号イ(1)」に改め、同条を第四十条とする。

第十三条第二項中「第十三条第二項第一号」を「第三十九条第二項第一号」に、「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改め、同条を第三十九条とする。

第十二条第三号ニ中「第二十一条」を「第五十三条」に改め、同条を第三十八条とし、第十一条を第三十七条とする。

第十条第五号中「が第八条の二十第二号」を「が第三十三条第二号」に改め、同号イ中「第十三条の二第二項第三号」を「第四十条第二項第三号」に改め、同号イ(3)中「第八条の二十第二号」を「第三十三条第二号」に改め、同条を第三十六条とする。

第九条の二第三号中「第八条の二十第一号」を「第三十三条第一号」に改め、同条を第三十五条とする。

第九条第一項中「第十条第五号イ」を「第三十六条第五号イ」に改め、同条を第三十四条とし、第八条の二十を第三十三条とし、第八条の十九を第二十九条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節　公益的機能維持増進協定

（公益的機能維持増進協定の基準）

第三十条　法第十条の十五第四項第五号（法第十条の十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　公益的機能維持増進協定区域の境界が明確に定められていること。